

---

令和4年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等  
事業(メタンハイドレートの研究開発)に関する委託業務に係る

「ライザーに関する比較検討業務」

参加意思確認公告

(No. JMH-22-052)

令和4(2022)年11月 4日

日本メタンハイドレート調査株式会社

---

---

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省による「令和4年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」の一環として行う「ライザーに関する比較検討業務」について適切に遂行可能な外注先を募集します。

下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認公告を行います。

## 記

### 1. 業務名称

ライザーに関する比較検討業務(以下、「本業務」という)

### 2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和4(2022)年12月)～令和5(2023)年2月28日

### 3. 業務内容

本業務は、次フェーズ海洋産出試験<sup>\*</sup>)において生産井から産出されるガスと水を洋上浮体設備まで搬送するためのライザーの設計思想を整理する目的で実施する。

<sup>\*</sup>『海洋エネルギー・鉱物資源開発計画』(経済産業省、2019年2月改定)で示された2023年度以降に実施が予定されている海洋産出試験

具体的には、下記項目を実施する。

#### (1) ライザー形式の比較検討

ライザー形式の比較(材質、性能、強度、納期、コスト、施工性他)を行い、次フェーズ海洋産出試験に適するライザー形式を検討する。

#### (2) 有力なライザー形式の市場調査

(1)で優先順位が高いライザー形式の市場調査を行い、製品の比較を行う。

#### (3) 簡易産出試験用ライザーの転用検討

簡易産出試験で使用予定のライザーの転用可否、転用した場合の洋上浮体設備の改造要件、懸架システムの疲労、運用方法について検討する。

尚、上記調査内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

### 4. 参加資格

(1) 海洋油ガス田開発(メタンハイドレートを含む)に係るライザー検討の実績を有すること。

(2) 債務超過又はそれに類する状態(ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く)にないこと。

- 
- (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
  - (4) 現在、経済産業省、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
  - (5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。
- 尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

## 5. 提出書類・提出方法

### (1) 提出書類(E-mailでの送付も可)

- ① 参加意思確認書（書式は問いません。）
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 『4. 参加資格（1）』に記載した海洋ガス油田開発（メタンハイドレートを含む）に係るライザー検討に関する検討業務の実績

### (2) 提出書類送付先

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F  
日本メタンハイドレート調査株式会社  
総務部資材グループ  
E-mail: [tender.admin@jmh.co.jp](mailto:tender.admin@jmh.co.jp)

### (3) 提出期日

令和4(2022)年11月18日(金)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

### (4) 本公告に関する問い合わせ

令和4(2022)年11月11日(金)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問い合わせ願います。

## 6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を外注するものです。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。

(3) 本業務の上限金額は、6,000,000円(税抜)です。

以上